

高浜市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

高浜市

目次

第1章	事業計画の趣旨	1
1.	計画策定の背景	1
2.	子ども・子育て関連3法の概要	2
3.	計画の位置づけ	2
4.	本市の子育て支援施策の状況	3
5.	計画期間	3
第2章	本市の子どもや子育て家庭をとりまく現況	4
1.	子どもをとりまく環境	4
(1)	人口・子ども数・世帯数の推移	4
(2)	就業者数の推移や産業構造	5
2.	子ども数の将来推計	7
3.	子育て家庭の実態や意識	9
(1)	日常的に子どもを預けられる親族・知人の有無	9
(2)	保護者の就労状況と今後の意向	10
(3)	保育サービスの利用希望	11
4.	本市の子育て支援に関する課題	12
(1)	本市の特徴	12
(2)	本市の課題	12
第3章	事業計画の内容	13
1.	教育・保育提供区域の設定	13
2.	量の見込みの設定	13
3.	幼児期の学校教育・保育の見込みと提供体制	14
(1)	幼児期の学校教育・保育	14
4.	地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制	19
(1)	時間外保育事業	19
(2)	放課後児童健全育成事業	20
(3)	子育て短期支援事業（ショートステイ）	23
(4)	地域子育て支援拠点事業	24
(5)	一時預かり	25
(6)	病児・病後児保育	26
(7)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	27
(8)	利用者支援	28
(9)	妊婦に対する健康診査	29
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	30

(11) 養育訪問支援事業	31
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進について	32
6. 妊娠期からの切れ目のない支援体制の確立	34
7. 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保	35
8. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援	35
9. 職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境整備	35
第4章 資料	36
1. 子ども・子育て支援法（概要）	36
2. 高浜市子ども・子育て会議条例	37

第1章 事業計画の趣旨

1. 計画策定の背景

近年、急速な少子化が進む一方で、女性の社会進出が進んでいることなどによる家族のライフスタイルの多様化により、子育てをとりまく環境は大きく変化しています。都市部では、保育所不足と母親の就労希望者の増加により待機児童の問題が深刻化しています。さらに、子育ての孤立感と負担感の増加や、多様化する保育ニーズへの対応、地域性による保育施設の供給過剰など、保育行政は幅広い課題に直面しています。そこで国においては、子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決のために平成24年8月に子ども・子育て支援法を始めとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月よりそれらの法律に基づく新制度を本格実施することになっています。新制度においては実施主体である市町村が計画を策定し、実施することが定められています。

本市においては、平成17年度に“たかはま子育て・子育て応援計画（次世代育成支援対策地域行動計画）”を策定し、平成22年度の中間見直しを含め、10年間に渡って子育て支援の充実を図るための施策を推進しており、待機児童の解消を図るためのこども園の設立や保育園の民営化、家庭的保育の実施、放課後児童クラブの充実などを実施してきました。しかしながら、待機児童は依然として発生しており、さらなる子育て支援の充実であったり、社会環境の変化やライフスタイルの多様化による子育て家庭の孤立を防ぐことが必要と認識しています。

このような背景から、本市では子育て支援施策の充実に向けた取り組みをこれまで以上に計画的・具体的に進めるため、「子ども・子育て支援法」に基づく“高浜市子ども・子育て支援事業計画”を策定し、平成31年度を目標年度とする子育て支援に係る事業計画を定めました。本計画に基づいた事業を計画的に進め、高浜市が地域全体で子どもたちとその保護者を支え、見守ることができるまちとなることを目指します。

2. 子ども・子育て関連3法の概要

子ども・子育て関連3法は、“保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進”することを趣旨として成立したものです。

同法の主なポイントとして3点が挙げられます。

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

これらの推進を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことで、全ての子どもが健やかに成長するように支援することを目的としています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。本計画は子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき設置する高浜市子ども・子育て会議の意見等を聴いて策定されるものであり、本会議において実施状況の調査審議し、必要に応じて見直しをしていきます。

また、上位計画である総合計画が目指す将来都市像である“思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま”の実現を目指した子育て分野の具体的計画であり、他の関連計画との整合性を図りながら、施策を推進していきます。

4. 本市の子育て支援施策の状況

本市は、平成 22 年度から、「たかはま子育て・子育て応援計画（後期計画）」に基づき、子育て支援サービスの充実を図るための取り組みを行ってきました。計画で掲げた事業内容の達成状況は以下のとおりです。

項目	平成 26 年度	
	後期計画目標	実績
保育園（4月1日）	8 か所	10 か所
定員	1,009 人	1,080 人
0～2 歳児	287 人	358 人
3～5 歳児	722 人	722 人
待機児童数	0 人	15 人
家庭的保育事業 （4月1日の定員）	5 か所 25 人	5 か所 25 人
特定保育事業	1 か所	1 か所
延長保育事業	8 か所	10 か所
A型（11 時間超）	6 か所	8 か所
休日保育事業	4 か所	1 か所（注1）
病児・病後児保育事業	1 か所	1 か所
病児保育事業	1 か所	0 か所
病後児保育事業	0 か所	1 か所
放課後児童健全育成事業（児童クラブ） （4月1日の定員）	7 か所 277 人	7 か所 284 人
一時預かり事業	2 か所	3 か所
地域子育て支援拠点	5 か所	4 か所
ひろば型	1 か所	1 か所
センター型	4 か所	3 か所（注2）

（注1）平成24年度まで2か所開設。利用者数を踏まえ平成25年度より1か所

（注2）平成25年度まで4か所開設。平成27年度施設建替予定のため3か所

5. 計画期間

本計画は、平成 27 年度（2015 年度）から5年間を計画期間とし、平成 31 年度（2019 年度）を目標年度として定めます。

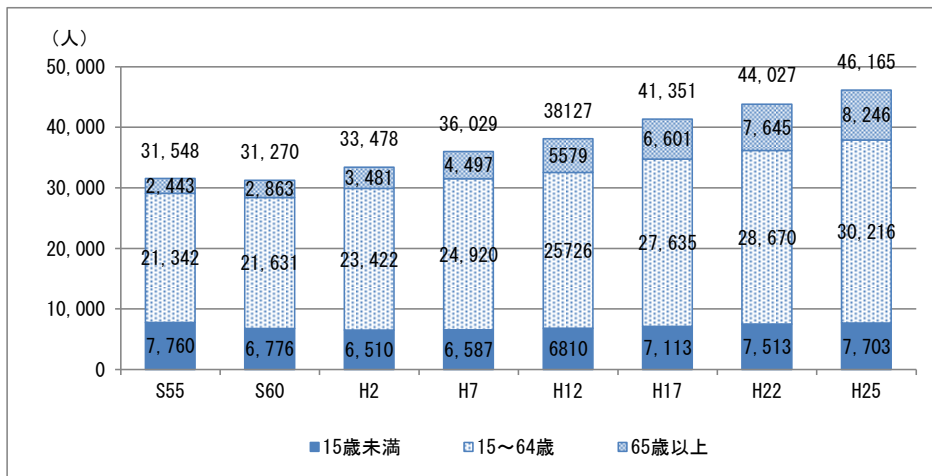
第2章 本市の子どもや子育て家庭をとりまく現況

1. 子どもをとりまく環境

(1) 人口・子ども数・世帯数の推移

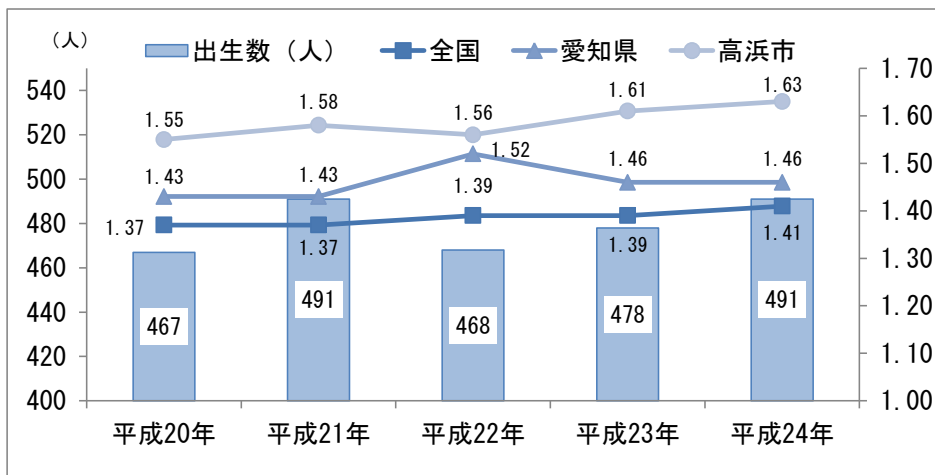
本市の人口は、昭和55年から増加傾向であり、平成25年は46,165人となっています。しかし、年齢3区分別にみると、増加しているのは「15～64歳」及び「65歳以上」であり、「15歳未満」の人口は7,000人前後で推移しています。（図表1）

図表1 高浜市の人口推移¹



平成20年以降の出生数の推移をみると、500人弱で推移しています。合計特殊出生率は、国・県平均よりも高い状況です。（図表2）

図表2 出生数・合計特殊出生率の推移²

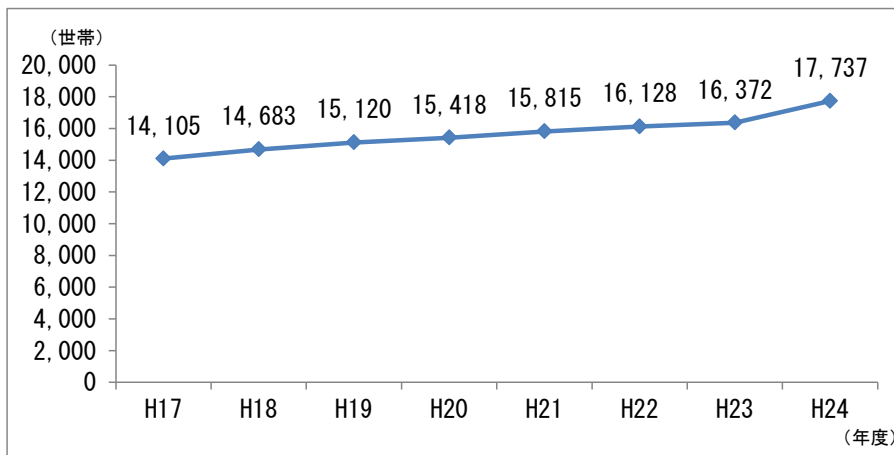


¹ 国勢調査（平成25年は住民基本台帳10月1日時点） ※総人口は年齢不詳含む

² 人口動態統計、愛知県衛生年報

世帯数は、年々増加しており、平成 24 年度は 17,737 世帯となっています。

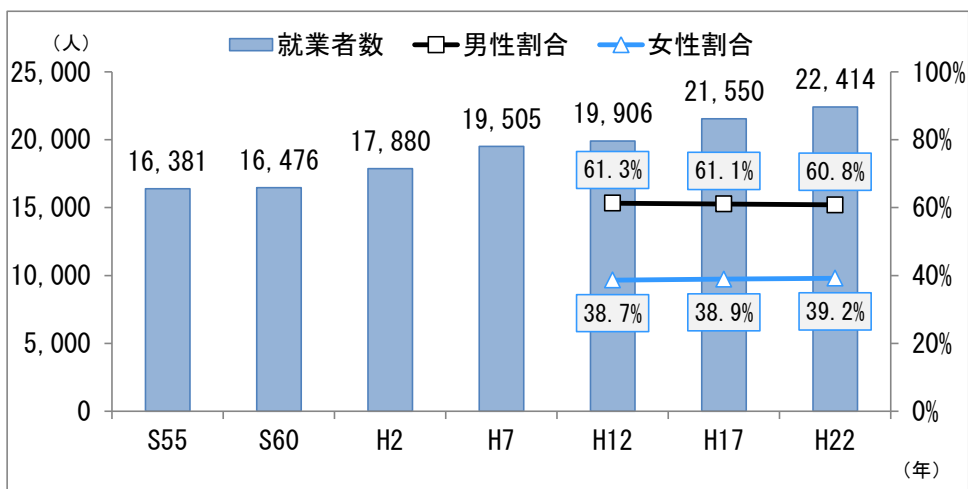
図表 3 世帯数の推移¹



(2) 就業者数の推移や産業構造

本市の就業者数は、昭和 55 年から増加し続けており、平成 22 年では 22,414 人となっています。就業者数に占める男性・女性の割合は、概ね 6 : 4 ですが、平成 12 年から女性の割合が微増しています。

図表 4 就業者数の推移²

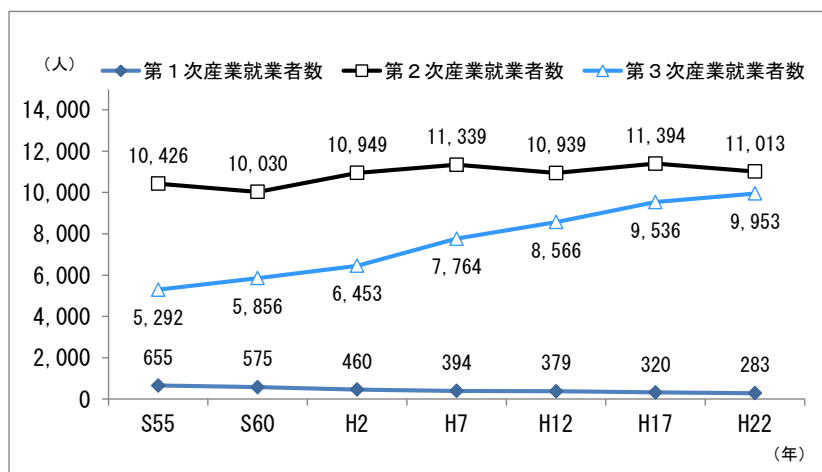


¹ 住民基本台帳

² 国勢調査

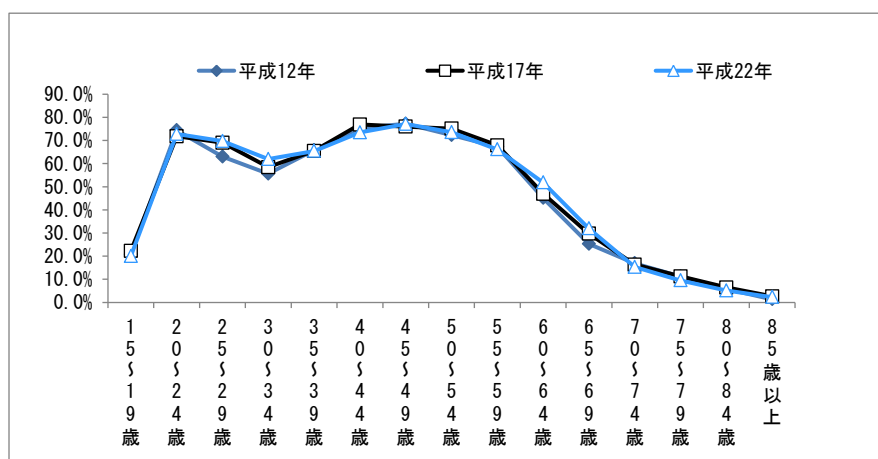
産業種別就業者数は、昭和55年から「第1次産業就業者数」は減少、「第3次産業就業者数」は増加し続けています。一方、「第2次産業就業者数」は10,000人～11,000人前後でほぼ横ばいに推移しています。

図表5 産業種別就業者数の推移¹



女性の年齢別労働力率は、結婚・出産・育児期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。本市においても30～34歳の労働力率が低下していますが、平成12年から平成22年を比較すると、M字曲線はやや浅くなっており、女性の結婚・出産・育児期の労働力率が上昇しています。

図表6 女性の年齢別労働力率の推移²



¹ 国勢調査

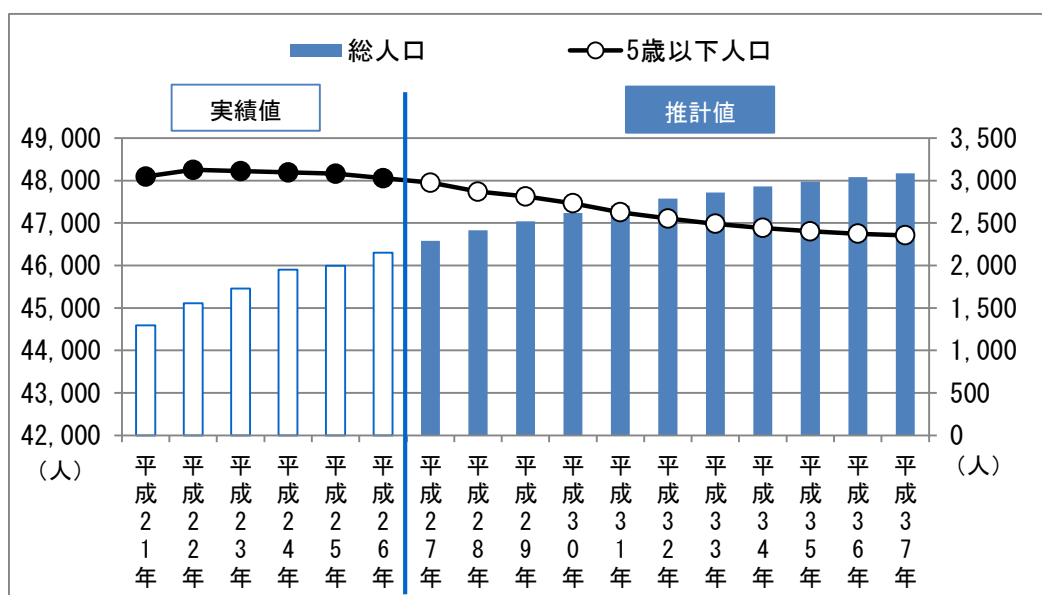
² 国勢調査

2. 子ども数の将来推計

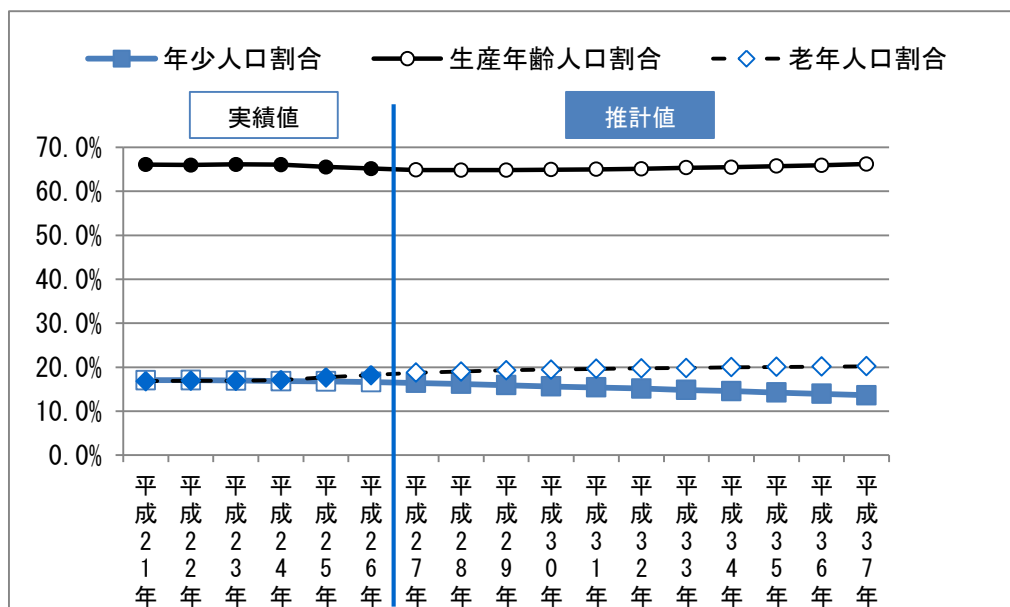
一般に人口推計を行う際に用いられる推計手法である“コーホート要因法”を用いて人口推計を行った結果、本市における将来の人口は以下に示すとおりと推計されます。

総人口では、平成26年が46,202人でしたが、平成37年には48,170人まで増加する見込みです。一方、5歳以下の人口をみると、平成26年は2,977人であるのに対し、平成37年には2,355人まで減少する見込みとなっています。本市においても、少子高齢化は顕著であることがわかります。

図表 7 総人口の将来推計



図表 8 年齢3区分別人口構成の推移



図表 9 子ども数の実績¹

	平成 21年	22年	23年	24年	25年	26年
0歳	501	507	470	484	489	443
1歳	508	531	544	488	498	494
2歳	514	522	524	550	488	499
3歳	519	517	531	520	549	477
4歳	501	530	520	544	519	547
5歳	504	521	523	512	538	517
6歳	529	508	516	534	514	542
7歳	532	534	495	517	538	509
8歳	512	538	529	494	509	543
9歳	527	509	532	534	492	503
10歳	512	530	509	535	530	493
11歳	481	509	530	506	530	531
計	6,140	6,256	6,223	6,218	6,194	6,098

図表 10 計画期間内における子ども数の将来推計

	平成 27年	28年	29年	30年	31年
0歳	432	417	407	397	388
1歳	472	454	438	428	418
2歳	517	475	457	441	431
3歳	503	519	477	459	443
4歳	496	509	525	483	464
5歳	556	496	509	525	483
6歳	522	560	499	512	528
7歳	540	521	559	498	512
8歳	511	538	519	556	496
9歳	534	510	537	517	554
10歳	508	534	510	537	517
11歳	491	506	531	507	534
計	6,082	6,039	5,968	5,860	5,768

¹ 各年4月1日現在

3. 子育て家庭の実態や意識

本計画策定にあたっての基礎資料として活用させていただくため、平成 25 年 12 月に市内の就学前児童をもつ保護者に対して、就労状況や保育サービスの利用希望、子育て支援に対する要望等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

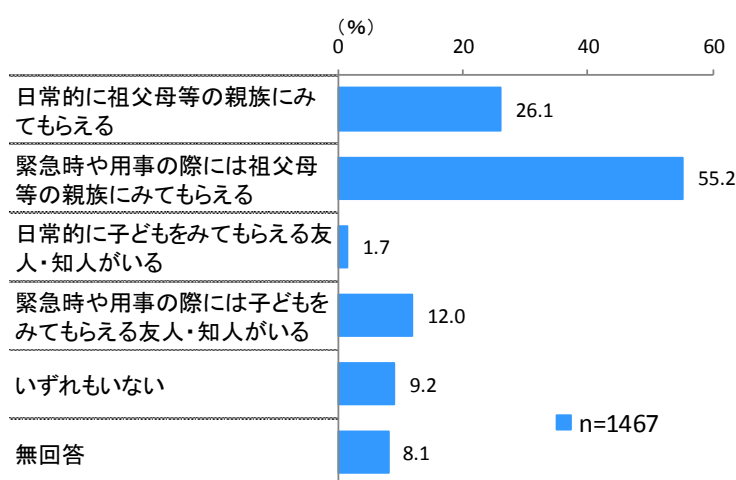
その結果の一部を抜粋して掲載いたします。なお、掲載したグラフ内の比率については、小数点第 2 位を四捨五入して算出しているため、合計が 100%にならない場合があります。また、複数回答可能な設問は、比率の合計が 100%を超えます。

子育てに関するアンケート調査 実施概要	
調査対象	就学前児童の保護者
調査対象者数	3,089 名
回収数	1,467 サンプル (47.5%)

(1) 日常的に子どもを預けられる親族・知人の有無

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合は 26.1%でした。一方、「いずれもない」と回答した割合は 9.2%となっています。

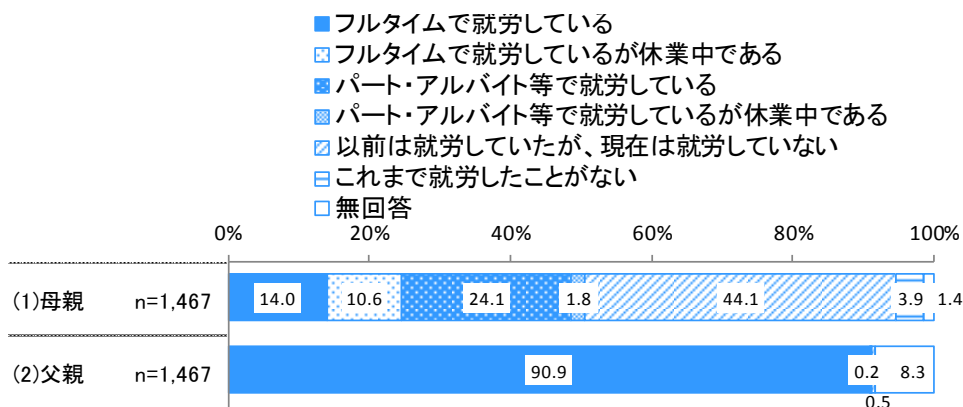
図表 11 子どもを預けられる親族・知人の有無（複数回答）



(2) 保護者の就労状況と今後の意向

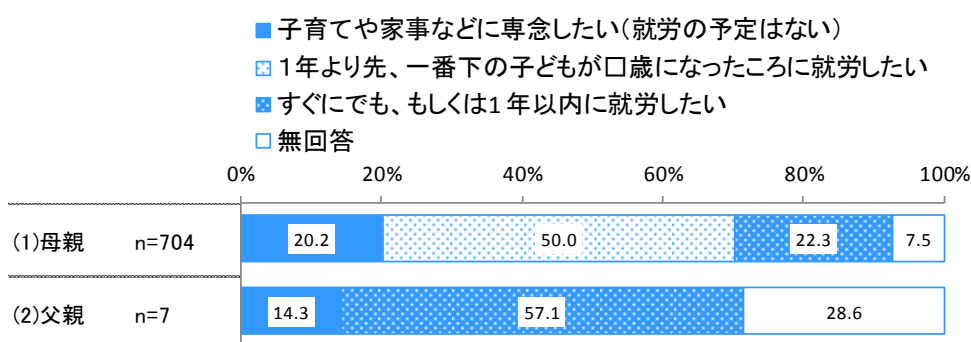
保護者の就労状況について、母親で「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまでに就労したことがない」以外に回答した“フルタイム又はパートで就労している”割合が50.5%を占めています。一方、父親は「フルタイムで就労している」と回答した割合が約9割です。

図表 12 保護者の就労状況（単数回答）



また、現在働いていない保護者に対して今後の就労希望を聞いたところ、“就労したい（「1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になったところに就労したい」+「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」）”と回答した割合は、母親が72.3%となっています。

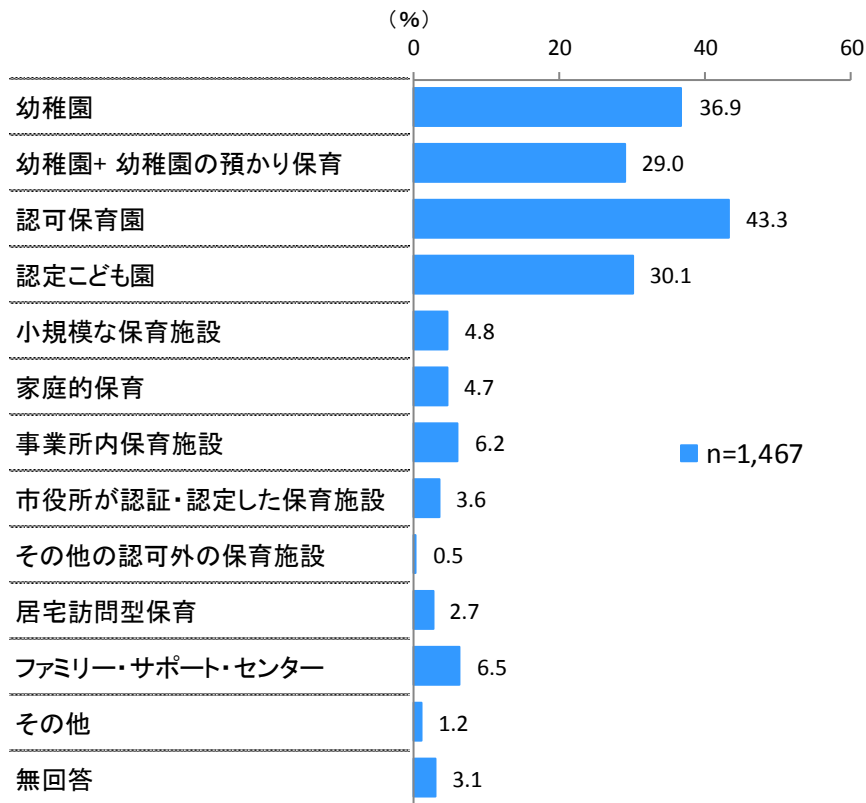
図表 13 保護者の就労希望（単数回答）



(3) 保育サービスの利用希望

定期的に利用したい教育・保育事業を聞くと、「認可保育園」と回答した割合が43.3%でもっとも高く、次いで「幼稚園」が36.9%、「認定こども園」が30.1%となっています。

図表 14 保育サービスの利用希望（複数回答）



4. 本市の子育て支援に関する課題

(1) 本市の特徴

本市の子どもや子育て家庭をとりまく現況を鑑みますと、次の点が特徴として挙げられます。

女性就労者数の増加

「図表 4 就業者数の推移（5 頁）」にあるように、就業者数の増加に加えて女性割合も増加していることから、女性の社会進出が進んでいる状況が伺えます。

女性の年齢別労働力率の上昇

「図表 6 女性の年齢別労働力率の推移（6 頁）」から、結婚・出産・育児期の労働力率の上昇が見られます。結婚・出産・育児期において就労する女性が増加していることが分かります。

子ども数の減少

「図表 10 計画期間内における子ども数の将来推計（8 頁）」は、「図表 9 子ども数の実績（同頁）」において直近の6年において子ども数が微減していることから、将来推計も子ども数は微減となる見込みです。

(2) 本市の課題

以上のことから本市の子育て支援に関する課題については次のことが考えられます。

【課題】

本市における女性の社会進出は進んでおり、今後、子育て支援に対するニーズの増加も想定されることから、必要に応じた子育て支援の展開が必要となります。

しかしながら、子ども数は減少する見込みであることから、長期的な視点で見ると、新たな施設等を安易に設置することは、将来的にコスト面で運営を圧迫することが予想されるため、慎重に検討することが求められます。

従って、本市においては、増加も想定される保育ニーズに対応しつつ、将来的な規模縮小も見据えた対応を求められるため、柔軟性のある子育て支援の展開が必要となります。

第3章 事業計画の内容

1. 教育・保育提供区域の設定

本市は、東西 4.2km、南北 5.5km、面積 13.11 平方 km の狭い市域となっており、保育施設・教育施設はほぼ均等に整備されている状況にあります。

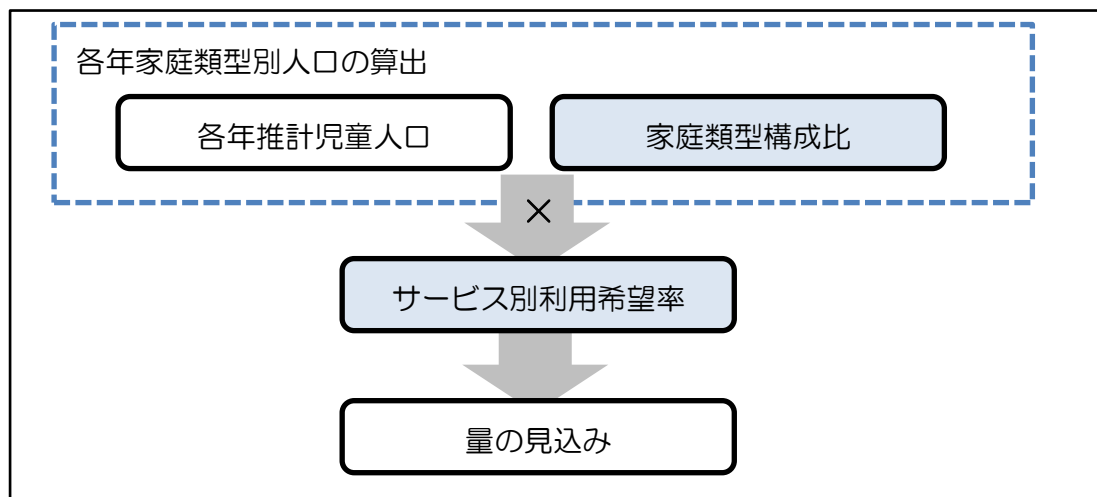
「子ども・子育て支援法」では、保育・教育事業の提供体制を区域で考えていく定めがありますが、本市においては市全域を 1 区域として設定し、保育・教育事業の拡充を進めます。

2. 量の見込みの設定

本計画は、平成 25 年度に市内の 5 歳以下の子どもをもつ保護者を対象に実施したアンケート調査を分析することにより算出した各種保育・教育事業のニーズを“量の見込み”として定め、各事業の供給体制の確保を図ることを主の目的としています。

“量の見込み”は、以下のような考え方で集計・算出しています（図表 15）。図表内の網掛け部分が、アンケート調査の結果を分析して導き出す項目です。

図表 15 量の見込み算出の基本手順概要



3. 幼児期の学校教育・保育の見込みと提供体制

(1) 幼児期の学校教育・保育

【事業内容】

本市では、日中定期的に子どもを預かる事業として、保育園、幼稚園、認定こども園を設置しています。それぞれの特色は、以下に示すとおりです。保護者の方が、就労状況やニーズに応じて利用する施設を選択します。

保育園：就労等、保護者の事情により保育が十分にできない0～5歳児を対象とし、家庭にかわって保育を行う施設
 幼稚園：すべての3歳～5歳児を対象とし、学校教育を行う施設
 認定こども園：保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設

【利用状況】

図表 16 保育園の利用状況¹

	(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	平成26年度 受入可能数
0歳	人	25	27	32	29	30	32	54
1歳	人	105	92	113	113	116	142	144
2歳	人	142	150	140	156	158	185	199
3歳	人	214	217	226	213	248	230	253
4歳	人	219	242	236	252	222	261	263
5歳	人	207	234	236	244	259	228	259
計	人	912	962	983	1,007	1,033	1,078	1,172
保育所数	箇所	8	8	8	8	8	10	
定員数	人	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,080	

¹ 高浜市（各年4月1日現在）

図表 17 幼稚園の利用状況¹

	(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
3歳	人	280	262	263	275	273	243
4歳	人	270	275	271	272	286	280
5歳	人	281	281	283	262	274	282
計	人	831	818	817	809	833	805
園数	箇所	6	6	6	6	6	6

図表 18 待機児童の推移²

	(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
3歳未満	人	12	14	23	47	15	15
3歳以上	人	0	0	0	0	0	0

【量の見込み】

図表 19 計画期間内の量の見込み

		平成 (単位:人/日)				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	① 保育園等の利用[3号認定]	62	59	58	57	55
1・2歳	② 保育園等の利用[3号認定]	364	342	330	320	313
3歳 以上	③ 幼稚園等の利用[1号認定]	693	679	674	654	620
	④ 幼稚園等の利用[2号認定] (保育の必要性あり)	34	33	33	32	30
	⑤ 保育園等の利用[2号認定]	718	704	698	678	642
①+②+⑤		1,144	1,105	1,086	1,055	1,010
③+④		727	712	707	686	650
合計		1,871	1,817	1,793	1,741	1,660

¹ 高浜市 (各年4月1日現在)

² 高浜市 (各年4月1日時点)

【確保方策】

各区分の具体的な確保方策は、以下のとおりです。

◎図表 20 計画期間内の目標事業量における①について

現状の0歳児の保育園定数は54人です。地域型保育給付の対象となる家庭的保育については現状定員25人であり、その内訳として0歳児10人と設定すると現状確保できる0歳児定員は64人となり、計画期間内の量の見込みを上回ります。

◎図表 20 計画期間内の目標事業量における②について

現状の1・2歳児の保育園定数は304人です。地域型保育給付の対象となる家庭的保育については現状定員25人であり、その内訳として1・2歳児15人と設定すると確保できる1・2歳児定員は319人となります。これは、計画期間内の量の見込みを平成31年度までは下回っているため、その期間についての確保方策が必要となります。

現状は、定員で不足する需要に対しては定員の120%を超えない範囲で施設の弾力運用で受入を増やして対応しており（平成26年度実績39人）、その方策を引き続き継続するものとします。家庭的保育については、現在、弁当持参であり、利用者にとって預け先の選択肢に入りにくい状況ではありますが、平成27年度から子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴い、食事の提供（5年間の経過措置有り）が求められていますので、給食の早期実施をして、利用者の利便性を高めて家庭的保育の利用向上につなげます。

◎図表 20 計画期間内の目標事業量における③について

現状の公立幼稚園定員は800人、認定こども園幼稚園機能定員は195人で合計995人となります。うち図表19の④は別途計上とするため、それを差し引くと961人となります。これは図表19の③の計画期間内の量の見込みを上回るものであります。

◎図表 20 計画期間内の目標事業量における④について

図表19の④は現状の幼稚園における預かり制度の利用状況を踏まえての見込み量であり、最大量の34人を目標事業量とするものです。

◎図表 20 計画期間内の目標事業量における⑤について

現状の保育園の3歳以上の児童の定数は722人です。これは図表19の⑤の計画期間内の量の見込みを上回るものです。

【提供体制の確保内容】

図表 20 計画期間内の目標事業量

		平成				
(単位:人/日)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳 [3号認定]	量の見込み(再掲)	62	59	58	57	55
	提供体制	64	64	64	64	64
	特定教育・保育施設	54	54	54	54	54
	保育園	45	45	45	45	45
	認定こども園	9	9	9	9	9
	地域型保育給付事業	10	10	10	10	10
	過不足	2	5	6	7	9

		平成				
(単位:人/日)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1歳・2歳 [3号認定]	量の見込み(再掲)	364	342	330	320	313
	提供体制	319	319	319	319	319
	特定教育・保育施設	304	304	304	304	304
	保育園	269	269	269	269	269
	認定こども園	35	35	35	35	35
	地域型保育給付事業	15	15	15	15	15
	過不足	▲45	▲23	▲11	▲1	6

		平成				
(単位:人/日)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3歳以上 [1号認定]	量の見込み(再掲)	693	679	674	654	620
	提供体制	961	961	961	961	961
	特定教育・保育施設	845	845	845	845	845
	幼稚園	800	800	800	800	800
	認定こども園	45	45	45	45	45
	幼稚園(施設型給付を受けない施設)	116	116	116	116	116
	過不足	268	282	287	307	341

		平成				
(単位:人/日)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3歳以上 [2号認定] (教育希望)	量の見込み(再掲)	34	33	33	32	30
	提供体制	34	34	34	34	34
	幼稚園(施設型給付を受けない施設)	34	34	34	34	34
	過不足	0	1	1	2	4

		平成				
(単位:人/日)		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3歳以上 [2号認定]	量の見込み(再掲)	718	704	698	678	642
	提供体制	742	762	782	782	782
	特定教育・保育施設	742	762	782	782	782
	保育園	697	717	737	737	737
	認定こども園	45	45	45	45	45
	過不足	24	58	84	104	140

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

本市では、保護者の方の就労状況にあわせて、通常の保育時間を延長して子どもを預かる時間外保育事業（延長保育）を行っています。平成26年度現在、午後6時まで開園している園が2園、午後7時まで開園している園が8園ある状況です。

【利用状況】

図表 21 時間外保育事業（18時以降）の利用状況

	(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
時間外保育事業	人/日	75	70	64	82	84
実施保育園	箇所数	5	5	5	6	6

【量の見込み】

図表 22 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業	人/日	105	101	99	97	93

【確保方策】

平成26年度時点で開園している保育園10園（認定こども園保育園機能分含む。）のうち、午後7時まで開園している園の定員は830人であり、図表22の計画期間内の量の見込みの数値を十分に上回る供給量となっています。

【提供体制の確保内容】

図表 23 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業	人/日	105	101	99	97	93
実施保育園	箇所数	8	8	8	8	8

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）は、昼間保護者のいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施しているものです。平成 27 年度からは子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、対象児童が「おおむね 10 歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に拡充となります。

【利用状況】

児童クラブは市全域で需要への対応をする保育園と違い、児童自身が移動して利用することから各小学校区における需要への対応となります。図表 24 の利用状況によると、全体では待機児童が一定規模数いますが、各小学校区単位で見ると分散した状況となり、夏季休暇を過ぎると大部分が解消される現状です。

図表 24 放課後児童健全育成事業の利用状況¹

	(単位)	平成				
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
放課後児童 健全育成事業	登録人数	271	271	271	273	279
	待機児童人数	22	17	29	17	15
	クラブ数	7	7	7	7	7

【量の見込み】

図表 25 計画期間内の量の見込み（単純推計）

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
放課後児童 健全育成事業	人／日	291	299	291	289	284
	(上段:低学年・ 下段:高学年)	164	166	169	167	172

本市においては本調査以前より、定員に空きがあれば高学年も入会できる状況ですが、ほとんど申し込みがない状況であり、また、高学年になると子ども自身が望む居場所を求める気持ちが強くなってきます。児童クラブは高学年まで対象が拡充となりますが、単に預かるのではなく、子どもの成長には自主性、社会性の醸成が肝心であ

¹ 高浜市（各年 4 月 1 日時点）

り、その推進を図る仕組みが重要です。よって児童クラブだけでなく、子どもの成長に合わせて子ども自身が自由に利用できる居場所の確保が必要となります。

以上のことから図表 25 の計画期間内の量の見込み（単純推計）を「放課後児童健全育成事業」と「その他の居場所事業」に区分し、低学年は 95%、高学年は 5%が放課後児童健全育成事業としての対応が必要と考え、逆に、低学年の 5%、高学年の 95%はその他の居場所事業の利用と見込みます。

図表 26 計画期間内の量の見込み（その他の居場所事業の見込み勘案後）

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
低学年	人/日	276	284	276	274	269
	(上段:放課後児童健全育成事業・下段:その他の居場所事業)	15	15	15	15	15
高学年	人/日	8	8	8	8	8
	(上段:放課後児童健全育成事業・下段:その他の居場所事業)	156	158	161	159	164

【確保方策】

現在、各小学校運動場で実施している放課後居場所事業はまさしく子どもの自主性、社会性の醸成を目的として実施しているものですので、この事業と現在の児童クラブ施設を活用して、子どもの成長や保護者の就労状況に応じて子どもの居場所が選択できる仕組みを構築することを目指します。この場合、課題となるのは、放課後居場所事業は長期休暇や雨天時等に中止となることです。自由な利用ができる放課後居場所事業が保護者が就労等している児童にとっての居場所となるには年中、実施されることが必要となりますので長期休暇時や雨天時に運動場とは別の居場所を確保することが必要となります。具体的には児童センター等の地域の施設を活用していきます。

以上により、年間を通じた居場所を確保することで、預かりと自由な居場所の選択ができる環境を構築します。

また、児童クラブは、現在それぞれの開所時間に違いがあります。保育園では(1)時間外保育事業にあるように 19 時まで開園する園の方が多のですが、児童クラブについては 19 時まで開所する児童クラブがない小学校区が 2 区あります。保育園で 19 時まで利用していた方が、子どもの小学校就学後において預け先が確保できない

ことから働き方を余儀なく変更しなくてもいいように量の見込みだけではなく、事業内容へのニーズにも対応していきます。具体的には下記のとおりです。

- 港小学校区の東海児童クラブの開所時間は 18 時までであり、平成 27 年度には 19 時まで開所とします。
- 高取小学校区は高取児童クラブが 18 時まで、楽習館児童クラブが 18 時 30 分までであり、平成 28 年度には 19 時開所を目指します。

【提供体制の確保内容】

図表 27 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
放課後児童健全 育成事業	人／日	284	284	284	284	284
	クラブ数	7	7	7	7	7
放課後居場所事業	人／日	171	173	176	174	179

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容】

子育て短期支援事業（ショートステイ）は、保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。本市では、本事業は実施していません。

【利用状況】

図表 28 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用状況

	(単位)	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
子育て短期支援事業	回/年	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

【量の見込み】

図表 29 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
子育て短期支援事業	回/年	0	0	0	0	0

【確保方策】

見込みにおいても0回/年のため、計画期間内では実施しません。

【提供体制の確保内容】

図表 30 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
子育て短期支援事業	回/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施するものです。本市では「子育て支援センター」と「いちごプラザ」があり、市内5か所で実施しています。

【利用状況】

図表 31 地域子育て支援拠点事業の利用状況

	(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地域子育て支援拠点事業	回/月	3,283	4,016	3,459	3,401	3,165
	箇所数	5	5	5	5	5

【量の見込み】

図表 32 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
地域子育て支援拠点事業	回/月	2,348	2,224	2,151	2,092	2,044

【確保方策】

図表 31 地域子育て支援拠点事業の利用状況はニーズ調査に基づく図表 32 計画期間内の量の見込みを上回るものであり、引き続き、現行の体制で事業を実施していきます。

【提供体制の確保内容】

図表 33 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
地域子育て支援拠点事業	回/月	3,165	3,165	3,165	3,165	3,165
	箇所数	4(注)	5	5	5	5

(注) 施設建て替えのため4か所

(5) 一時預かり

【事業内容】

幼稚園の一時預かりは“預かり保育”と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

【利用状況】

図表 34 一時預かりの利用状況

	(単位)	平成				
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
幼稚園の預かり保育	回／年	15,136	16,562	16,701	15,687	15,283
	箇所数	6	6	6	6	6
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時預かり)	回／年	2,048	1,574	3,007	3,223	2,213
	箇所数	3	3	3	3	3

【量の見込み】

図表 35 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
幼稚園の預かり保育	回／年	14,139	13,858	13,739	13,339	12,639
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時預かり)	回／年	3,302	3,181	3,116	3,025	2,904

【確保方策】

現在、実施している預かり保育の制度において、図表 35 計画期間内の量の見込み分への対応ができることから引き続き現状の実施箇所数を維持していきます。

【提供体制の確保内容】

図表 36 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
幼稚園の預かり保育	回／年	14,139	13,858	13,739	13,339	12,639
	箇所数	6	6	6	6	6
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時預かり)	回／年	3,302	3,181	3,116	3,025	2,904
	箇所数	3	3	3	3	3

(6) 病児・病後児保育

【事業内容】

病児保育とは、保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合、医療機関との連携が整った場所で子どもを預かる事業です。本市では、本事業は実施していません。病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。本市では、いきいき広場で実施しています。

【利用状況】

図表 37 病児・病後児保育の利用状況

	(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
病児・病後児保育(病児)	回/年	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
	箇所数	0	0	0	0	0
(病後児)	回/年	0	0	0	0	4
	箇所数	1	1	1	1	1

【量の見込み】

図表 38 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
病児・病後児保育	回/年	260	250	245	238	229

【確保方策】

病後児保育は実績として利用者数は少ないですが、病気回復期の保育困難時の受け皿として今後も引き続き実施していきます。病児保育は病気の児童への対応ということで医療機関との連携が必須であり、その環境整備へのハードルは高いものです。当面は市外の利用可能施設への案内もしながら、本市内での実施方法について検討を進めていきます。

【提供体制の確保内容】

図表 39 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
病児・病後児保育(病児)	回/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0
(病後児)	回/年	10	10	10	10	10
	箇所数	1	1	1	1	1

(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

【事業内容】

子育て援助活動支援事業は、ファミリー・サポート・センターとも呼ばれ、乳幼児や小学生等の子どもをもつ保護者を会員として、子どもの預かり等を希望する依頼会員と、援助・支援をする協力会員が、それぞれで相互援助活動を行う事業です。本市では、本事業は実施していません。

【利用状況】

図表 40 ファミリー・サポート・センターの利用状況

	(単位)	平成				
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
ファミリー・サポート・センター	回/週	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

【量の見込み】

図表 41 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
ファミリー・サポート・センター	回/週	29	30	30	29	29

【確保方策】

本市においてファミリー・サポート・センター事業は実施していませんが、類似事業として社会福祉法人高浜市社会福祉協議会が実施するふれあいサービスがあります。これは、ファミリー・サポート・センター事業と同様にサービスを希望する利用会員とサービスを提供する協力会員による相互扶助の活動であり、ベビーシッターや子どもの送迎を行っています。子育て支援の事業として周知に努めていきます。

【提供体制の確保内容】

図表 42 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
ファミリー・サポート・センター	回/週	29	30	30	29	29
	箇所数	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)

(8) 利用者支援

【事業内容】

子どもや保護者、妊娠中の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、身近な場所で情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業です。利用者支援は、「子ども・子育て支援法」で位置づけられた新たな事業です。

【量の見込み】

図表 43 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援	人	2,976	2,870	2,813	2,773	2,627
	箇所数	1	1	1	1	1

【確保方策】

本市においては、幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育等の地域型保育事業、地域子育て支援拠点施設、児童クラブ等の子育て支援に係る各種施設、事業を一括してこども育成グループにて所管しており、当グループ窓口において情報提供や相談・助言をするとともに母子保健事業、こども発達センターを所管する保健福祉グループ等との内部連携や関係機関との連絡調整を実施しています。今後もその体制を維持していきます。

また、情報提供において平成22年度より子育て支援ネットワークという子育て情報を一元化したポータルサイトを配信しています。子育て中の保護者にとって知りたい情報が提供できるよう、ニーズを的確に捉えた情報発信に努めます。

【提供体制の確保内容】

図表 44 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援	人	2,976	2,870	2,813	2,773	2,627
	箇所数	1	1	1	1	1

(9) 妊婦に対する健康診査

【事業内容】

妊娠した際、助産所や医療機関で妊婦健康診査を受診することを推奨する事業です。妊婦健康診査の受診を促すため、受診した際の費用の一部助成を行っています。

【量の見込み】

図表 45 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
妊婦に対する健康診査	人	432	417	407	397	388

【確保方策】

全ての妊婦が安心して受診することができ、安全な分娩と健康な児の出産を支援するため、引き続きすべての妊婦に対して受診勧奨、費用助成を行っていきます。

【提供体制の確保内容】

図表 46 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
妊婦に対する健康診査	人	432	417	407	397	388

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月未満の赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、保健師等が訪問し、赤ちゃんの計測や育児相談、保健指導、受診勧奨を行っています。

【量の見込み】

図表 47 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
乳児家庭全戸訪問事業	人	432	417	407	397	388

【確保方策】

引き続き、すべての家庭に対して訪問を実施するように努めていきます。

【提供体制の確保内容】

図表 48 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
乳児家庭全戸訪問事業	人	432	417	407	397	388

(11) 養育訪問支援事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言を行う事業です。

【量の見込み】

図表 49 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
養育訪問支援事業	人	367	354	345	337	329

【確保方策】

引き続き、支援が必要な全ての家庭に対して、きめ細かな対応を実施していきます。

【提供体制の確保内容】

図表 50 計画期間内の目標事業量

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
養育訪問支援事業	人	367	354	345	337	329

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進について

本市には平成 26 年度において公立幼稚園 4 園、公立保育園 2 園、民間保育園が 6 園、民間認定こども園が 2 園あります。公立幼稚園については平成 25 年度より短時間就労に対応できるように長期休暇時にも預かり保育（8:30～16:30）を実施していますが、平成 26 年 5 月 1 日現在で定員 800 名に対し、利用児童は 545 名で 68% の利用率となっています。一方で保育所（認定こども園含む）の 3 歳以上児は平成 26 年 4 月 1 日現在で定員 722 名に対し、719 名とフル活用の状態となっています。今後、社会状況や人口動向により保育園利用者が更に増加した場合、現在待機児童が発生していない 3 歳以上児において待機児童が発生する恐れがあります。そのため、3 歳以上児で待機児童を発生させない方策が必要となりますので、その方策として定員に空きがある公立幼稚園を活用して長時間の預かりが可能となる保育園機能を持つ認定こども園化を進めていく必要があります。また、3 歳未満児で発生している待機児童に対する次年度での早急な対応として 16 頁に示してあるように家庭的保育の利便性の向上による利用率の増加を進めていきますが、余裕がある状況ではなく今後の 3 歳未満児のニーズの動向によっては更に不足することも予測されるため、それに対応する必要があります。

（3 歳以上児への対応）

市中心部にあり、平成 26 年度 5 月 1 日現在最も利用率が低い高浜幼稚園（利用率（57%））の認定こども園化について平成 28 年度当初実施を目指します。

(3 歳未満児への対応)

市立幼稚園、保育園については老朽化した施設もあり、「高浜市公共施設あり方計画」の考え方を踏まえ、施設更新の際に3歳未満児の受入枠の拡大を検討します。具体的には平成20年度の「子育て・子育て施設の整備及び民営化検討委員会提言報告書」にも記載されている高取幼稚園（昭和48年建築）と高取保育園（昭和53年建築）の認定こども園化をする際に受入枠の拡充検討をするもので、その手法についてはこれまでの本市における保育所運営に係る民間事業者の十分な実績を踏まえ、民営化による更新を前提に本計画期間内となる平成30年度の供用開始を目指していきます。

なお、学校教育・保育の一体的提供及び推進にあたっては、施設だけでなく、質の向上も重要となってきます。本市においてはこれまで「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」だけでなく、幼保一元化のもと、「高浜市幼稚園・保育園カリキュラム」を策定し、公立幼稚園、保育園及び私立保育園において共通認識のもと園運営をしてきており、研修等も公立、私立合同で実施をしています。今後も質の向上のため継続して研修等の機会を創出していきます。また、児童の健全な成長においては認定こども園、幼稚園、保育園それぞれに通園する児童を小学校での良好な学校生活へとつなげていくことが非常に重要です。第6次高浜市総合計画及び高浜市教育基本構想で示されるように幼・保・小・中の12年間の学びや育ちを切れ目なくつないでいくために各園・各学校の連携に努めます。

6. 妊娠期からの切れ目のない支援体制の確立

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、地域で妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきています。出産や子育てについての保護者の不安や負担が増えてきており、より身近な場所で妊産婦を支える仕組みが必要になってきています。とりわけ産前産後の育児不安や産後うつなどで悩んだ人が総合的に相談できる体制やサポートが必要です。

マイ保健師制度

【事業内容】

妊娠期からの相談体制の強化と継続して支える取り組みとして、「マイ保健師」制度を始めています。小学校区毎に担当保健師を決め、保健師が妊婦から高齢者までのフォローを行います。とりわけ産前産後の分野では保健師が母子健康手帳の交付の時から、乳幼児健診、保健指導、予防接種などのほか、子育てに関する相談など継続した切れ目のない支援を行っています。

1歳バースデー訪問

【事業内容】

生後4ヶ月までに各家庭を訪問するこんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）は全国的に実施されていますが、課題の早期発見では、家庭訪問が最も効果的なアプローチとなります。最近ではヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、BCGなど1歳までに接種するワクチンが多くあります。予防接種の接種状況や健診の受診状況を1歳経過時に家庭訪問により確認させていただき、点での確認である乳児家庭全戸訪問から線としてつなげ、必要に応じ、マイ保健師が相談支援、情報提供やサービス利用につなげていきます。

以上の事業をとおして、妊産婦や乳児期の保護者への相談支援体制の強化を図っていきます。

マイ保健師が家庭で育児を行う方の支援者となり、きめの細かい包括的な支援により、産前産後の下支えをし、次の妊娠を望んだり妊娠の喜びや楽しみを抱くことができるよう環境整備を進めていきます。

7. 産休・育休後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産休・育休後に円滑に教育・保育サービスを利用するためには、利用者自身が教育・保育サービスについて一定の理解があり、待機児童が発生していない状況が必要となります。本市においては、特に保育ニーズの高い3歳未満児において家庭的保育を充実することによる受入の促進を図るとともに、広報やホームページ、窓口等様々な機会を活用して子育て支援サービスに係る情報の提供と周知を徹底していきます。

8. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援

家庭的保育5か所は平成27年度より地域型保育事業として実施していきますが、その運営については保育士資格者だけでなく、市長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者が従事することから専門的な知識や技術について学ぶ機会を設けることが重要となります。現在、家庭的保育従事者には研修の機会を毎年度設け、質の維持向上に努めているところであり、今後についてもそのような機会を積極的に設けていきます。

特別な支援を必要とする子どもについては各幼稚園・保育園や小中学校、みどり学園、こども発達センター等の関係機関の連携を密にして専門的な見地から幼・保・小・中とつながりのある子どもの成長に合わせた支援を実施します。

生活困窮家庭については貧困の連鎖を生じさせないように早期の対応が求められることから、各機関が連携を図ることが重要です。幼稚園や保育園等の児童と保護者の両者と接する機会が多い施設では家庭状況を把握しやすいことから、日々の状況を踏まえ、必要に応じて関係機関につないでいきます。これは虐待についても同様であり、早期発見、早期対応に努めます。

9. 職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境整備

労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、育児休業や労働法規等の周知を促進するとともに、パパママ教室などの実施により父親の育児参加を促し、夫婦が共同で子育ての喜びを感じることができるよう支援していきます。

第4章 資料

1. 子ども・子育て支援法（概要）

趣旨：

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

（1）総則

- ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定

（2）子ども・子育て支援給付

- ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定）
- ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付、地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）

（3）認定こども園及び地域型保育事業者

- ◆ 認定こども園等の指定手続、責務、指定基準、指定の更新、指定の取消、業務管理体制の整備、指導監督
- ◆ 認定こども園等に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請
- ◆ 認定こども園等に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等

（4）地域子ども・子育て支援事業

- ◆ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業、妊婦健診等

（5）子ども・子育て支援事業計画

- ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援計画の策定、都道府県子ども・子育て支援計画の策定）

（6）費用等

- ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)

（7）子ども・子育て会議等

- ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営等

（8）雑則・（9）罰則

関係整備法：児童福祉法の一部改正（各事業の定義、市町村の保育の提供体制の確保義務・利用のあっせん・要請・入所の措置等の規定等（24条）等を規定）

施行日：平成27年4月1日

2. 高浜市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 15 日

条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、高浜市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て会議を置く。

(所掌事務)

第 3 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子ども・子育て会議においては、会長が議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 子ども・子育て会議は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども育成グループにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第5条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

高浜市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

高浜市役所 こども未来部 こども育成グループ

愛知県高浜市青木町四丁目1番地2

TEL : 0566-52-1111 (代) FAX : 0566-52-1110